

種の保存法に基づく取引規制 現状と課題認識

種の保存法とワシントン条約

ワシントン条約とは？



通称「**CITES**（サイテス）」

(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

- 採択：1973年3月3日、於 米国ワシントン
事務局：スイス・ジュネーブ
- 発効：1975年1月1日（日本は1980年8月6日受諾、11月4日発効）
- 締約国数：183カ国及びEU（2023年現在）

条約の目的：

野生動植物の**国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施**することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかること。

条約の規制：

野生動植物種を**3段階（附属書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に分類**し、それぞれの段階に応じて**輸出入を規制**。なお、分類は、締約国会議(COP)で決定される。

➤ 日本では、輸出入規制を「**外国為替及び外国貿易法**」等により担保

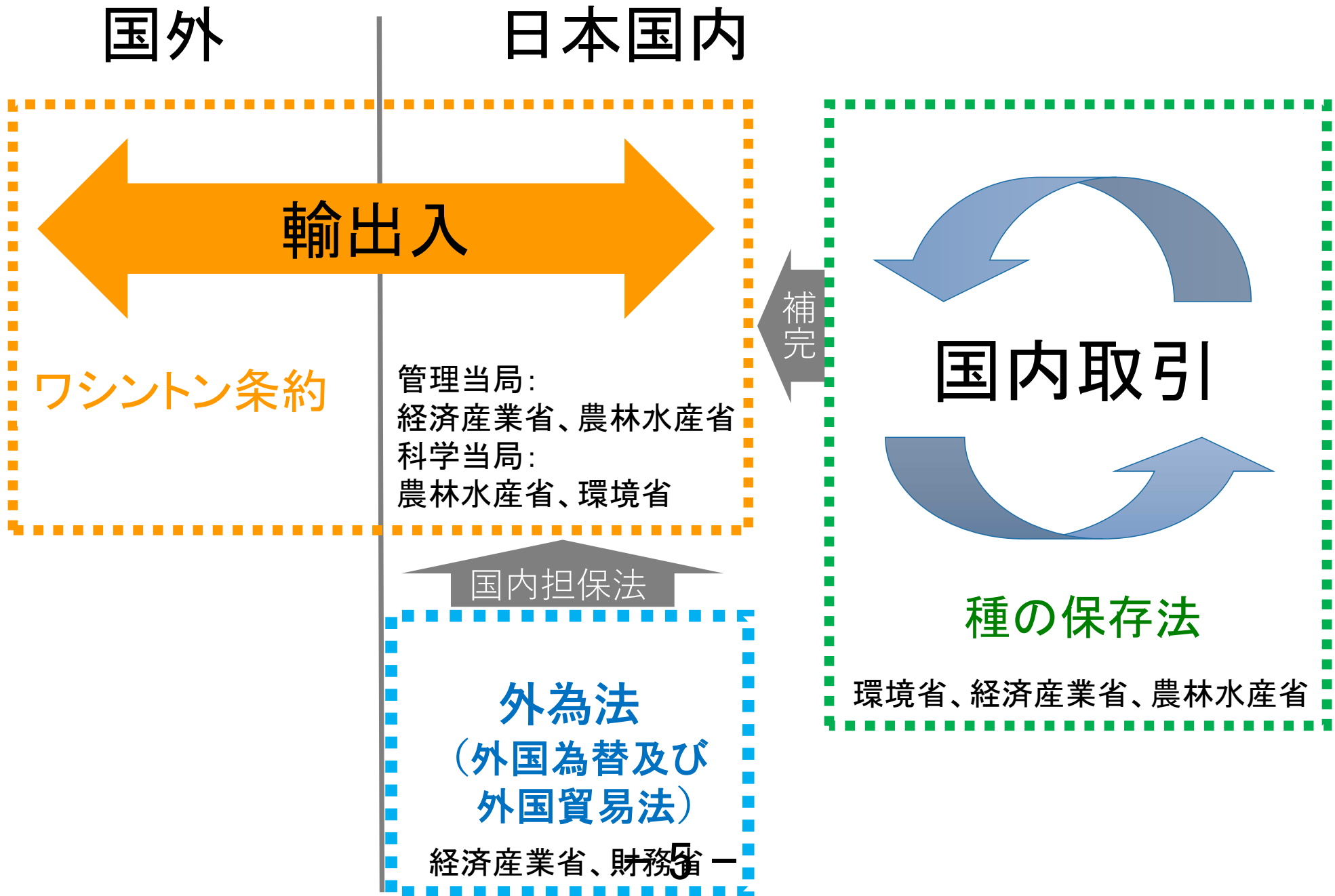
ワシントン条約附属書

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
対象種	約1,100種類 スローロリス、ヨウム、トラ、ユーラシアカワウソ、ニホンカワウソ、コツメカワウソ、ビロードカワウソ、 <u>アフリカゾウ（南部アフリカ以外）</u> 等	約39,200種類 フェネックギツネ、シロフクロウ、ケヅメリクガメ、ヤマガメ（リュウキュウヤマガメを含む）、 <u>アフリカゾウ（南部アフリカ個体群）</u> 等	約500種類 ※国ごとに指定
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業目的の国際取引を原則禁止 ・ 学術目的等の取引は可能（輸出国政府・輸入国政府の発行する許可書が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業目的の国際取引が可能 ・ 輸出国政府の発行する輸出許可書が必要（附属書Ⅲの場合は指定国以外は原産地証明が必要） 	



附属書Ⅰ掲載種は、種の保存法の**国際**希少野生動植物種に指定され、国内取引が規制される

希少種の輸出入規制と国内取引規制



ワシントン条約における議論と種の保存法の改正

- 第17回ワシントン条約締約国会議（平成28年）：
アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に寄与する象牙の国内市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。 ※厳格に管理されている国内市場は対象外

種の保存法の改正

（平成29年6月2日公布、
平成30年6月1日施行）

象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を
登録制にするなど象牙の国内市場の適正な管理を徹底

- 第18回同締約国会議（令和元年）：

全ての国内市場の閉鎖を求める決議は不採択となったが、**国内市場を閉鎖していない締約国**に、密猟や違法取引に寄与しないことを確実にするための取組の報告が求められた。

- 第19回同締約国会議（令和4年11月）
上記**報告の継続**が決定された。
（その他、附属書改正52提案の審議等）

COP19@パナマ
144カ国 + EUが参加



COP19における附属書改正提案と採択の概要

※当初提案は52件（COP19の150日前までに提出された提案）、採択は44件

陸棲動物 36件※（30件採択） ※哺乳類6、鳥類4、爬虫類23、両生類3

- ・カバ 附属書II→I（後日、野生個体の商業目的輸出割当ゼロに修正）【不採択】
- ・アフリカゾウ 附属書II→I、附属書IIの注釈削除 【いずれも不採択】
- ・キガシラヒヨドリ 附属書II→I 【採択】
- ・アデレードアオジタトカゲ 附属書III→I 【採択】
- ・モエギハコガメ 附属書II→I 【採択】
- ・アマガエルモドキ科全種 附属書II掲載 【採択】 等

水棲動物 6件（全件採択）

- ・メジロザメ科サメ類全種 附属書II 【採択】
- ・サカタザメ科エイ類全種 附属書II 【採択】
- ・バイカナマコ属 附属書II（審議中に18ヶ月後の発効に修正）【採択】 等

植物 10件（8件採択）

- ・ハンドローンサス属、ローズデンドロン属、タベブイア属
附属書II（審議中に24ヶ月後の発効に修正）【採択】
- ・イワベンケイ属 附属書II【不採択】
- ・シッコ 附属書IIからの削除 【不採択】
- ・トンカマメ属 附属書II 【採択】
- ・フラジルボク 附属書II→I（審議中に注釈変更⁷に修正）【採択】 等

附属書I 新規掲載	どろがめ科2種の附属書Iへの掲載
附属書I IIからの移行	キガシラヒヨドリ、ニシキセタカガメ、モエギハコガメ、リーススッポン
附属書I IIIからの移行	アデレードアオジタトカゲ
附属書II 新規掲載 ※注釈変更：らん科、ブラジルボク	アカハラキシチョウ、インドシナウォータードラゴン、ジャイプルホソユビヤモリ、ヘルメットヤモリ、ツノトカゲ属全種 マタマタ（アマゾンマタマタ）、オリノコマタマタ アメリカヤマガメ属全種、ハラガケガメ その他のドロガメ属の種の附属書IIへの掲載 サルヴィンオオニオイガメ、スジオオオニオイガメ ニオイガメ属全種、アマガエルモドキ科全種 シロメアマガエル（レムールネコメガエル）、ラオスイモリ メジロザメ科全種、シュモクザメ科全種、淡水エイ7種、サカタザメ科全種、ゼブラプレコ、バイカナマコ トランペットツリー類の3属、イワベンケイ属、アフゼリア属（アフリカ）、トンカマメ属、プテロカルプス（アフリカ）、カヤ属（アフリカ）
附属書II IIIからの移行	ワニガメ、カミツキガメ（ホクベイカミツキガメ） バーバーチズガメ、アーンストチズガメ、ギボンズチズガメ、パールチズガメ、アラバマチズガメ、 アメリカスッポン属全種（附属書I掲載種を除く）
附属書II Iからの移行	ミナミシロサイ（ナミビアの個体群）、メキシコプレーリードック、シジュウカラガン、アホウドリ、イリエワニ（フィリピン・パラワン諸島の個体群）、クチビロカイマン（ブラジルの個体群）、バヴァチボア

希少野生動植物種の 譲渡し等規制

譲渡し等

= 譲渡し・譲受け（**所有権**の移転）、引渡し・引取り（**占有**の移転）
例：あげる、売る、貸す、**もらう、買う、借りる** ※相続は除く

譲渡し等の禁止の例外

国内希少野生動植物種

種の保存法施行令 別表第一

トキ、ワシミミズク、ツシマヤマネコ、ベッコウトンボ等

別表第三

特定第一種国内希少野生動植物種
アツモリソウ等

別表第四

特定第二種国内希少野生動植物種
タガメ等

国際希少野生動植物種

種の保存法施行令 別表第二

表一 渡り鳥条約に基づく鳥類

表二 ワシントン条約附属書I掲載種
トラ、アジアアロワナ等

事業規制

特定国内種事業

環境省 農林水産省

学術研究等の
目的で環境大臣の**許
可**を受けた
場合 環境省

**特定第一種国内
希少野生動植物
種**の場合

販売・頒布目的
以外の場合

事業規制

特別国際種事業
象牙製品等

経済産業省 環境省

ぞう科：
皮、牙と加工品
うみがめ科：
皮、甲と加工品
おおとかげ科：
皮と加工品
せんざんこう科：
皮と加工品

学術研究等の
目的で環境大臣の**許
可**を受けた
場合 環境省

環境大臣（又
は個体等登録
機関）の**個体
等登録**を受け
た場合 環境省

**特定器官等
の譲渡し等
を行う場合**

特定国際種事業
うみがめ科の甲

経済産業省 環境省

事業規制

個体等登録（種の保存法第20条）

登録の要件

規制適用前（ワシントン条約附属書Iに掲載される前）から日本にいる個体等

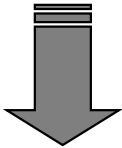
- 規制適用前取得個体等

規制適用後（ワシントン条約附属書Iに掲載された後）に日本に入ってきた個体等

- 国内繁殖個体等
- 適法輸入個体等
(条約の承認を受けた繁殖施設由来個体など)

＋ 登録に当たって一部の種の生きている個体に **個体識別措置を義務付け**

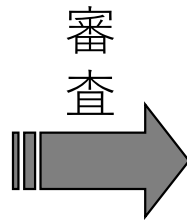
占有者（飼い主、所持者等）



申請

個体等登録機関

（一財）自然環境研究センター



審査

登録



マダガスカルホシガメ

国際希少野生動物種登録票 (個体)	
登録記号番号	第 180-000000 号
種名	マダガスカルホシガメ
区分又は名称	生体
登録時 (令和1年 5月日)に おける主な 特徴	体長 27.0cm 体重 1400.01g 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXXX
登録を受けた国際希少野生動物種	みほ
登録した個体等に係る 個体識別番号	39214400000000
登録年月日	2018年01月05日
有効期間の満了の日	2023年01月05日
備考	規制適用日(昭和55年11月4日) より前に取得された個体
00001-0001	
令和1年5月7日取得	
 登録票	

※登録した個体等は登録票とともに移動

登録後の管理（1）

登録票の有効期間

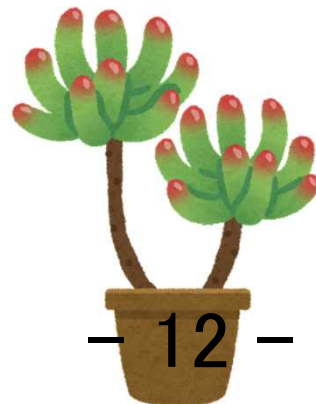
- 生きている個体※の登録票の有効期間は **5年間**

※これ以外の場合は期限なし

- 有効期間の満了前に**更新**を受けなければ、登録票は**失効**する

（有効期間の満了日以前6か月以内に個体等登録機関（（一財）自然環境研究センター）に更新申請が可能。

※更新登録手数料：4,600円）



登録後の管理（2）

販売・頒布目的の陳列・広告

（個体等登録を受けた場合は**条件**付きで可能）

- 陳列：登録票の備付け
- 広告：必要事項の表示

登録記号番号・登録年月日・登録の有効期間の満了日
（生きている個体のみ）



店頭での陳列



インターネット広告



紙媒体の広告

陳列

- 13 -

広告

広告の例	法第17条との関係
「コツメカワウソを10万円で売ります。」	違反
「コツメカワウソを10万円で売ります。登録番号は〇〇です。登録年月日は〇〇、登録の有効期間の満了日は〇〇です。」	可
「コツメカワウソの赤ちゃんが生まれました。10万円で予約受付中。」	違反
「当店繁殖予定のコツメカワウソの予約受付中。価格20万円。」	違反
「コツメカワウソ先行予約受付中。登録後にお渡しします。」	違反
(ダイレクトメール(メールマガジンを含む)において) 「〇〇様 コツメカワウソを5万円で販売中です。」	違反

※和名の表記がなく、学名や学名のカタカナ表記などで出品している場合もあります。

例：「*Macodes petola*」や「マコデス ペトラ」と表記して、ナンバンカモメランを出品等

登録後の管理（3）

譲受け・引取りをした者による届出

登録個体等の所有者や所在地等の流通過程・移動状況を把握するため、譲受け・引き取りした日から30日以内に個体等登録機関に届け出る

個体識別措置番号の取扱い

個体識別措置の取外しは原則不可（やむを得ない場合を除く）
破損や脱落等があった場合は、直ちに措置を講じるとともに30日以内にその旨を個体等登録機関に届け出る

【事例】象牙の国内取引規制

※赤字表記は平成30年改正部分

全形牙

全形牙は原則取引禁止
一定の要件を満たす場合は、
個体等登録をすれば取引可能



印章などの象牙製品、カットピース
を取り扱う事業者に登録を義務づけ

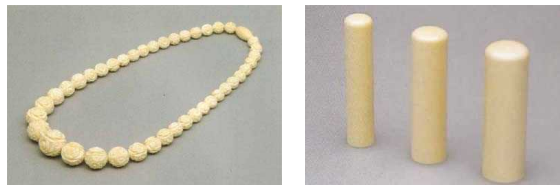
カットピース



半製品・端材



製品



個体等登録 ※環境大臣（個体等登録機関）



譲渡し等：登録票とともに行う
陳列：登録票の備付け
広告：登録記号番号等の表示

登録要件

- ワシントン条約による輸出入の禁止が我が国に適用される以前から国内に存在したもの
- 条約適用前取得証明に基づき輸入されたもの
- 輸出入禁止以降に、例外的に締約国会議の承認の下で輸入されたもの（1999年、2009年）



令和元年7月1日～ 全形牙登録時の審査厳格化

「第三者の証言」 + 「放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的証明」の提出を義務付け

特別国際種事業者の登録 ※環境大臣・経産大臣（事業登録機関）

登録審査、5年毎の登録更新制

適正な流通の確保

- カットピース等の管理票及び売買等の台帳の作成・保存義務
- 陳列又は広告時の事業者登録番号及び事業者名等の表示義務
- 事業者登録簿の公開
- 報告徴収命令（取引実績、在庫数量等）
- 立入検査
- 事業者が占有する全形牙の個体等登録義務

違反時の罰則

違反内容	罰則
違法な譲渡し等	<p>(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科</p> <p>(法人) 1億円以下の罰金</p>
販売又は頒布目的での「陳列」又は「広告」	<p>(個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>(法人) 2,000万円以下の罰金</p>
不正な手段で登録又は更新を受けた場合	<p>(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科</p> <p>(法人) 1億円以下の罰金</p>
登録情報を表示していない場合	30万円以下の罰金
各種事業者に求められている情報を表示していない場合	<p>直接の罰則はないが、指示又は措置命令を経て、罰則が規定されている。</p> <p>指示違反 3ヶ月以下の業務停止 (全部又は一部)</p> <p>命令違反 (個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>(法人) 100万円以下の罰金</p>

参考：規制対象の詳細（1）

国内希少野生動植物種

別表第1表1（本邦において絶滅のおそれのある鳥類）

個体

卵

※すべての種で対象（令第2条）

器官・加工品

※一部の種の羽毛・羽毛製品等が対象
→別表第5で指定（コウノトリ科、とき科、はと科、さいちょう科、たか科、コンドル科、きじ科、つる科、レア科）

※その他の科の器官・加工品は規制対象外

別表第1表2（本邦に生息し又生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、表1に該当しない種）

個体

特定第二種

→別表第4で指定（3種）

卵

※すべての鳥類、爬虫類、両生類と一部の昆虫（令第2条）

※その他の卵は規制対象外

特定第一種

→別表第3で指定（63種）

<特定国内種事業>

種子

※一部の植物（令第2条）

※その他の種子は規制対象外

器官・加工品

※一部の種の毛・皮・羽毛等やそれらの加工品が対象 →別表第5で指定

※その他の科の器官・加工品は規制対象外

参考：規制対象の詳細 (2)

国際希少野生動植物種

別表第2表1 (本邦以外の地域において、絶滅のおそれのある鳥類)

個体

卵

※すべての種で対象 (令第2条)

器官・加工品

※一部の種の羽毛・羽毛製品等が対象
 →別表第5で指定 (コウノトリ科、とき科、はと科、さいちょう科、たか科、コンドル科、きじ科、つる科、レア科)

※その他の科の器官・加工品は規制対象外

※繁殖個体は規制対象外

(コキンチョウ、ネオクミア・ルフィカウダ・ルフィカウダ (通称コモンチョウオ)、テンニョインコ、ポリュテリス・アンドペルプス・モナルコイデス (通称オグロインコ)、ミカツキンコ)

※鳥獣法の適法捕獲、その繁殖個体は対象外

(ヒグマ、アジアクロクマ (含ツキノワグマ))

※漁業法の適法捕獲、その繁殖個体は対象外

(ホッキョククジラ、セミクジラ属全種、シロナガスクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、コセミクジラ、スナメリ、ミナミツチクジラ、トックリクジラ全種、ウミガメ科全種、オサガメ)

※繁殖個体は規制対象外

(チンチラ属全種、ニジキジ、サンケイ、カラヤマドリ、ミカドキジ、ダチョウ、植物の一部★★)

別表第2表2 (ワシントン条約附属書I掲載種であって、国内希少野生動植物種別表第2表1の種に該当しない種。日本が留保している種を除く。)

個体

卵

※すべての鳥類、爬虫類、両生類と一部の昆虫 (令第2条)

※その他の卵は規制対象外

種子

※一部の植物 (令第2条)

※その他の種子は規制対象外

器官・加工品

※一部の種が対象
 →別表第5
 →別表第6 (原材料器官) ★

※その他の科の器官・加工品、全形を保持しない原材料器官は規制対象外

★★りゅうぜつらん科、きょうちくとう科、サポテン科、そてつ科、とうだいぐさ科、フォウキエリア科、ゆり科、うつぼかずら科、らん科、サラセニア科

★ぞう科：皮、牙と加工品
 うみがめ科：皮、甲と加工品
 おおとかげ科：皮と加工品
 せんざんこう科：皮と加工品
 (→全形であれば規制対象)

登録要件を満たせば個体等登録可能

流通管理における課題認識

制度運用上の課題

●規制対象の考え方について 【附帯決議 衆・九・1～2、参・十】

- ・交雑種の規制
- ・種の保存のため必要な規制対象種の抽出

(R3.2.14付けで、沖縄固有種の、とかげもどき属6種といぼいもり属1種を、日本では初めて附属書IIIに提案・掲載。元々、国内希少種であり、捕獲等と日本からの輸出が規制されていたが、規制前に国外に出ていた第三国同士での輸出入も規制することができた。)

●環境大臣による許可申請等について

- ・保全活動等での手続き負担

種数の増加が続く国内希少種の保全や教育活動（環境省と連携した種の保存や生物多様性保全に資する活動や傷病鳥獣対策等）の円滑な進行に申請手続き等が負担となる。占有権の考え方についても整理が必要。

- ・その他細かい運用上の問題点の洗い出し

●国際希少種の登録手続きについて

- ・種数は増加傾向、特に外国産の種の同定が困難

- ・**個体識別措置**の動物福祉上の問題

←ペットホテルへの一時預けも手続きを要するため、登録目的が「販売・頒布やそれに繋がる行為（繁殖等）」と「ペット飼養」とで大きく分かれている

- ・**全形牙の炭素年代測定**による効果等の検証

【附帯決議 衆・十一、参・十一】

【参考】 生体の登録数の多い種・属

アジアアロワナ	ダチョウ
オニソテツ属	ヨウム
ビルマホシガメ	インドホシガメ
クモノスガメ	スローロリス属
ナイルワニ	ファンボルトペンギン

「税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数と主な品目」 (税関)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
生きているもの ＜対前年比％＞ (構成比％)	178 ＜98.9＞ 26.4	46 ＜25.8＞ 13.1	59 ＜128.3＞ 16.8	41 ＜69.5＞ 12.7	73 ＜178.0＞ 20.2
輸入差止した主な品目	サボテン ラン トウダイグサ キョウチクトウ アロエ	サボテン ラン リュウゼツラン トウダイグサ キョウチクトウ	サボテン トウダイグサ ラン スベリヒユ サソリ	トウダイグサ リュウゼツラン アロエ サボテン スベリヒユ	サボテン アロエ トウダイグサ ラン パキホドティウム
製品等 ＜対前年比％＞ (構成比％)	496 ＜79.6＞ 73.6	305 ＜61.5＞ 86.9	292 ＜95.7＞ 83.2	283 ＜96.9＞ 87.3	289 ＜102.1＞ 79.8
輸入差止した主な品目	種子(サボテン、アロエ、キョウチクトウ等) 漢方薬(木香、アロエ、レイヨウ等) ハック、財布(ワニ、ヘビ、トカゲ等) 化粧品(ラン、アロエ等) 楽器(ヘビ、ローズウット)	漢方薬(木香、ラン、レイヨウ、アロエ等) ハック、財布(ワニ、ヘビ、トカゲ等) ヘルト、時計バンド(ワニ、トカゲ等) 種子(サボテン、キョウチクトウ等) 楽器(ヘビ、ローズウット等)	漢方薬(木香、ラン、ジャコウシカ、沈香等) ハック、財布(ワニ、ヘビ、トカゲ等) 食品(サボテン、アメリカンジン等) 化粧品(ラン、サボテン等) 楽器(ヘビ、ローズウット)	ハック、財布(ワニ、ヘビ、トカゲ等) 漢方薬(ラン、木香、ジャコウシカ等) 食品(アメリカンジン、アロエ等) 化粧品(ラン、チョウザメ等) 種子(サボテン、ブドウ等)	ハック、財布(ワニ、ヘビ、トカゲ等) 食品(アメリカンジン、チョウザメ等) 漢方薬(木香、ジャコウシカ、天麻等) ヘルト、時計バンド(ワニ、ヘビ等) 化粧品(ラン、チョウザメ等)
合計 ＜対前年比％＞ 【関税法違反処分事件数(※)】	674 ＜83.9＞ 【5】	351 ＜52.1＞ 【6】	351 ＜100.0＞ 【3】	324 ＜92.3＞ 【2】	362 ＜111.7＞ 【2】
内：旅具通関分 ＜対前年比％＞	94 ＜101.1＞	37 ＜39.4＞	22 ＜59.5＞	2 ＜9.1＞	24 ＜1200.0＞

(※) 関税法違反として、通告又は告発した事件数

「生活経済事犯の検挙状況等について」 (警察庁生活安全局生活経済対策管理官)

種の保存法違反 検挙状況	14	115 22 -	137	31	2
-----------------	----	-----------------	-----	----	---

違反監視上の課題

- 種数は増加傾向、種の同定や違反の判断が困難
 - ・ オンライン取引であれば写真のみで判別しなければならない
 - ・ 広告時に規制適用除外等である旨の明示などが義務付けられていない
 - ・ 特定第二種については、広告によっては目的が判断できない
- 登録済み個体等の取引状況把握の有効性検討
← 譲受け等の届出が徹底されていない、オンライン取引であれば特に出品者情報が限定的である
- オンライン取引増加による監視の困難化
 - ・ 監視すべき違反行為の明確化、措置命令等の措置の有効性検討
 - ・ 取引関係者（販売者のみでなく消費者も含む）への普及啓発の重要性
- 押収等された生体の取扱い
関係者間の手続き、終生飼養先の検討等

種の保存法に基づくオンライン取引監視に係る事前調査について

1. 希少野生動植物種のオンライン取引監視に係る運用評価の重要性

- 出品タイトルを変える・伏せる、模倣品だと偽る等の悪質性の高い希少野生動植物種のオンライン取引が確認されている現況を踏まえ、種の保存法に基づく規制に係る監視・遵守状況について評価する必要があるところ、関係機関が連携した効率的・効果的なオンライン取引監視の推進に向けて、現行運用上の課題等を抽出し、改善に繋げることが重要である。
- なお、令和4年12月に生物多様性条約第15回締約国会議において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として昨年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、基本戦略1（生態系の健全性の回復）の国別目標達成に向けた行動計画1-5として「希少野生動植物に関する違法行為の監視を徹底する」ことを位置づけている。
- また、第5次消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引のあり方に関する専門調査会」の結果を受けて内閣府が「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言」を策定(2019年)して以降、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（消費者庁）や、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（経済産業省）等が整備されているところ、「種の保存法」においてもオンライン取引監視の改善手法を検討することは重要である。

2. オンライン取引監視に係る事前調査の進捗

オンライン取引監視をする上での課題を共有するとともに、各主体の更なる連携による、効果的・効率的な違反对応及び出品者・消費者に対する啓発の可能性を探るため、自主ルールの整備や取引監視を行うECサイト事業者やNGO等を中心とする意見交換会(計3回)を2024年2月より実施した。

意見交換会で示された意見をもとに、以下のような対策案について、種の保存法に基づくオンライン取引監視に係る有識者会合(消費者委員会等に関係する有識者5名程度で構成、3月末に開催予定)での議論も踏まえ、引き続き検討を進める予定である。

- ・監視者間（行政機関や各事業者等）での、最新の法制度及び運用状況や、規制対象種の別名・呼称・隠語、流通のトレンドなどの情報共有
- ・消費者（ユーザ）による監視や違法な購入の回避に向けた啓発
- ・国際的なオンライン取引監視の取組を参考にした、多様な主体との連携による継続的な監視
- ・意見交換会に出席した事業者が運営するECサイト以外のプラットフォーム（SNS等も含む）における違法性の疑われる投稿等の監視
- ・環境省によるウェブスクレイピングによる監視の有効性

（参考）オンライン取引に関連する法改正の経緯

<平成 25 年法改正>

「生物多様性基本法」の制定や生物多様性条約第 10 回締約国会議における「新戦略計画・愛知目標」の採択を受けて、環境省が平成 23 年度に開催した「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」（以下、「点検会議」という。）の議論の結果等により、販売又は頒布の目的でインターネット上又は紙媒体での広告も一般的に多く行われている状況から、陳列と同等の譲渡し等につながる前段階の行為である「広告」も規制の対象とし、登録票のある個体等の場合は、その個体等について登録を受けていることを表示しなければならないこととした。

<平成 29 年法改正>

平成 25 年改正時の法附則や法案に対する附帯決議（衆議院及び参議院）に基づき、規定について検討するため、環境省は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」を開催した。その結果として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置に関して取りまとめ、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会等において審議された後、中央環境審議会会長より環境大臣に対し答申がなされた。本答申においては、講ずべき措置の 1 つとして「インターネット等の新たな流通形態への対応」が挙げられ、広告規制後もインターネット等で希少野生動植物種が販売されている事例が確認されていることから、制度の周知徹底や取締りの強化に努める必要があるとされた。

改正事項の 1 つとして、国際希少野生動植物種の生きている個体に係る登録に有効期間を設けて更新制とし、販売・頒布を目的とした広告時に表示しなければならない表示事項に「登録年月日」と「登録の有効期間満了の日（生体に限る）」を追加した。

個体等登録における個体識別措置に係る事前調査について

1. 前回の法改正の内容

平成 30 年 6 月に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）」（平成 29 年法律第 51 号）では、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生したことから、国際希少野生動植物種の流通管理の強化に向け、国際希少野生動植物種の個体等登録における更新等の手続の創設（第 20 条の 2）、実務上可能かつ必要な種について個体識別措置の義務付け（第 20 条第 2 項第 4 号等）を措置し、不正な流用を防止するとともに、登録票と登録個体の対応関係の徹底を図った。

【参考】H25 年改正時の附帯決議（抜粋）

四 4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、IC タグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へも IC タグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。

2. 現状と課題

種の保存法施行規則第 11 条及び国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（平成 30 年 4 月 3 日環境省告示第 35 号）に基づき、実務上可能かつ種の保存上必要な種については、以下の方針でマイクロチップ又は脚環による個体識別措置が義務付けられた（平成 30 年 6 月 1 日適用）が、福祉面等の課題が指摘されている。

一方、インターネットの普及や取引様態の多様化等により取引が容易化しており、密輸・密売や飼育放棄等も未だ確認される種も多く、さらに国際的に（繁殖個体か問わず）希少種の所持規制・需要削減について議論が開始されているところ、適切な流通管理及び法令遵守を確保する必要があるため、代替措置等をあわせて検討しなければならない。

このような状況を踏まえ、2024 年 1 月より有識者へのヒアリングを開始している。そこで得られた情報や、その他国内外の法令など事例収集を行い、短・中・長期的な改善策を検討していく。

【参考】

○種の保存法施行規則（抜粋）

（個体等の登録の申請等）

第 11 条 法第 20 条第 2 項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真（第 3 項各号に掲げる種の生きている個体にあつては、当該個体の写真及びその個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合

に限り、個体識別措置が、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するものに限る。以下同じ。）である場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。——（略）——

3 法第 20 条第 2 項第 4 号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は、次の各号に掲げる種とし、同項第四号に規定する環境省令で定める措置は、当該各号に掲げる種の生きている個体ごとに、マイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置とする。

○国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（抜粋）
第 2 条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第 3 項に規定する環境大臣が定める措置は、次の各号に掲げる国際希少野生動植物種の種ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第 11 条第 3 項第 1 号（多くの哺乳綱）、第 3 号（多くの爬虫綱）又は第 4 号（オオサンショウウオ属）に掲げる種 国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。
- 二 規則第 11 条第 3 項第 2 号（鳥綱）に掲げる種 国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、又は脚部に文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる 3 桁以上の番号を刻印した脚環（金属製であつて、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

別表（第 2 条関係）

種 名	埋込み部位
一 哺乳綱	
偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、パンダ、イクタート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下
貧歯目全種又は有鱗目全種	左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下
長鼻目全種	尾の基部の皺壁の左側
二 鳥綱全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内
三 爬虫綱	
わに目全種	左前方後頭部皮下
むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科及びわにとかげ科に限る。）全種	左鼠径部
へび亜目全種	総排せつ孔より前の左体側皮下
かめ目全種	左後肢皮下
四 両生綱	
有尾目（おおさんしょううお科に限る。）全種	左肩から頸部にかけての皮下